

職業能力開発分科会における審議状況について
(平成21年8月以降)

○第42回(平成21年9月16日)

【議題】

- ・職業能力開発促進法施行令の一部を改正する政令案について(諮問)
《資料1-1関係》

(技能検定を行う職種の 신설等(「着付け」の 신설、「スレート施工」の廃止)に係る政令案の要綱につき諮問を行い、了解いただいた。)

○第43回(平成21年12月25日)

【議題】

- ・職業訓練を巡る現状と最近の動向について

(緊急人材育成支援事業における職業訓練(基金訓練)の実施状況、雇用・能力開発機構の廃止等に関する事務局からの説明の後、御議論いただいた。)

○第44回(平成22年2月12日)

【議題】

- ・国が行う職業訓練の今後の在り方について《資料2-1から2-4関係》

(雇用・能力開発機構が行う職業訓練、今後の雇用・能力開発機構の在り方等に関する事務局からの説明の後、御議論いただいた。)

<資料目次>

資料1-1	技能検定の職種の廃止・追加について	1
資料2-1	雇用・能力開発機構が行う職業訓練の内容、施設等について	7
資料2-2	雇用・能力開発機構の廃止等について	23
資料2-3	国が行う職業訓練と雇用・能力開発機構の今後のあり方について (論点ペーパー)	37
資料2-4	職業訓練の現状について	43

技能検定の職種の廃止・追加 について

技能検定の職種の廃止・追加について
(職業能力開発促進法施行令・施行規則の一部改正)

1 現行制度の概要

「技能検定」は、職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）に基づき、労働者の有する技能の程度を検定し、これを公証する国家検定制度である。平成21年10月15日現在136職種について実施されており、そのうち12職種については民間の指定試験機関に試験業務を行わせている。

※ 平成18年度以降、新たに追加する職種については民間の指定試験機関に試験業務を行わせることとされており、今般追加した「着付け」についても、今後指定試験機関を決定する予定である。

技能検定の職種は、職業能力開発促進法施行令（昭和44年政令第258号。以下「令」という。）別表第1・第2において定められており、また、技能検定の等級並びに試験科目及びその範囲等については、職業能力開発促進法施行規則（昭和44年労働省令第24号。以下「規則」という。）により定められている。

2 改正の趣旨

(1) 着付け職種の新設関係

「着付け」とは、他人に着物を着付ける職種である。

当該職種については、着付けに関する高度な技能や専門的知識を必要とし、かつ、結婚式、成人式、七五三、卒業式など各種行事において当該技能を有する人材に対する需要は全国で大きいことから、技能検定の試験業務を指定試験機関に行わせる職種として追加するものである。

(2) スレート施工職種の廃止関係

「スレート施工」とは、スレート板を工場、倉庫、プラットホームの上屋等の屋根や壁の他、防火構造の一部として、ビル、住宅、店舗等の内外装に取り付けを行う職種である。

当該職種については、当該技能を必要とする製品や当該技能を有する人材に対する需要が減少している等の理由により、技能検定を行う職種から除くものである。

2 改正の内容

(1) 着付け職種の新設関係

技能検定の職種に「着付け」を追加することとする（令別表第1及び別表第2）。

また、着付け職種の等級を1級及び2級に区分することとする（規則別表第11の4）。

(2) スレート施工職種の廃止関係

技能検定の職種から「スレート施工」を削除することとする（令別表第1）。

また、「スレート施工」を廃止することに伴い、規則の規定を整備することとする（規則別表5、11の2、11の4、12、13）。

3. 公布日

平成21年10月15日（同日施行）

技能検定制度について

1 概要

技能検定制度は、労働者の有する技能の程度を検定し、これを公証する国家検定制度であり、労働者の技能と地位の向上を図ることを目的に、職業能力開発促進法に基づき行われているものである。

本制度は、昭和34年度から実施され、平成20年度には全国で約67万人の受検申請があり、約26万人が合格している。技能検定制度開始からの累計では、延べ約400万人が技能士となっている。

2 実施内容

技能検定は、厚生労働大臣が、政令で定める職種ごとに、厚生労働省令で定める等級に区分して、実技試験及び学科試験により行っている。

職種は、平成22年2月1日現在136職種である。これらについては、時代のニーズに合ったものとなるよう、職種・作業の新設・統廃合、試験基準の見直し等を毎年行っている。

等級区分は、職種により、①等級に区分するもの（特級、1級、2級、3級、基礎1級及び基礎2級）と、②等級に区分しないもの（単一等級）とがある。

3 実施体制

厚生労働大臣が定める実施計画に基づき、都道府県知事が技能検定を実施し、中央職業能力開発協会が試験問題の作成を行っている。なお、都道府県知事は、技能検定受検申請書の受付け、試験の実施等の業務を都道府県職業能力開発協会に行わせている。

また、ファイナンシャル・プランニング等12職種については、当該職種に関連する民間機関が指定試験機関として指定を受け、技能検定の試験業務を行っている。

4 技能検定の合格者

技能検定に合格した者は、技能士と称することができ、特級、1級及び単一等級の技能検定の合格者に対しては厚生労働大臣名の、その他の等級の技能検定の合格者に対しては都道府県知事名又は指定試験機関名の合格証書が交付される。

技能検定職種一覧表（136職種）

平成22年2月1日現在

	技能検定職種
建設関係	造園、さく井、建築板金、冷凍空気調和機器施工、石材施工、建築大工、枠組壁建築、かわらぶき、とび、左官、れんが積み、築炉、ブロック建築、エーエルシーパネル施工、コンクリート積みブロック施工、タイル張り、配管、厨房設備施工、型枠施工、鉄筋施工、コンクリート圧送施工、防水施工、樹脂接着剤注入施工、内装仕上げ施工、熱絶縁施工、カーテンウォール施工、サッシ施工、自動ドア施工、バルコニー施工、ガラス施工、ウェルポイント施工、建築図面製作、塗装、路面標示施工、広告美術仕上げ
窯業・土石関係	ガラス製品製造、陶磁器製造、ファインセラミックス製品製造
金属加工関係	金属溶解、鋳造、鍛造、金属熱処理、粉末冶金、機械加工、放電加工、金型製作、金属プレス加工、鉄工、工場板金、めっき、アルミニウム陽極酸化処理、溶射、金属ばね製造、仕上げ、金属研磨仕上げ、切削工具研削、製材のこ目立て、ダイカスト、金属材料試験
一般機械器具関係	機械検査、機械保全、産業車両整備、鉄道車両製造・整備、内燃機関組立て、空気圧装置組立て、油圧装置調整、縫製機械整備、建設機械整備、農業機械整備、木工機械整備、テクニカルイラストレーション、機械・プラント製図
電気・精密機械器具関係	電子回路接続、電子機器組立て、電気機器組立て、半導体製品製造、プリント配線板製造、自動販売機調整、光学機器製造、複写機組立て、電気製図
食料品関係	パン製造、菓子製造、製麺、ハム・ソーセージ・ベーコン製造、水産練り製品製造、みそ製造、酒造
衣服・繊維製品関係	染色、ニット製品製造、婦人子供服製造、紳士服製造、和裁、寝具製作、帆布製品製造、布はく縫製
木材・木製品・紙加工品関係	機械木工、木型製作、家具製作、建具製作、竹工芸、紙器・段ボール箱製造、畳製作、漆器製造、表装
プラスチック製品関係	プラスチック成形、強化プラスチック成形
貴金属・装身具関係	時計修理、貴金属装身具製作
印刷製本関係	製版、印刷、製本
その他	<u>ウェブデザイン</u> 、 <u>キャリア・コンサルティング</u> 、 <u>ファイナンシャル・プランニング</u> 、 <u>知的財産管理</u> 、 <u>金融窓口サービス</u> 、 <u>着付け</u> 、 <u>レストランサービス</u> 、 <u>ビル設備管理</u> 、 <u>園芸装飾</u> 、 <u>ローブ加工</u> 、 <u>情報配線施工</u> 、 <u>化学分析</u> 、 <u>印章彫刻</u> 、 <u>ガラス用フィルム施工</u> 、 <u>塗料調色</u> 、 <u>義肢・装具製作</u> 、 <u>舞台機構調整</u> 、 <u>工業包装</u> 、 <u>写真</u> 、 <u>調理</u> 、 <u>ビルクリーニング</u> 、 <u>産業洗浄</u> 、 <u>商品装飾展示</u> 、 <u>フラワー装飾</u>

注：下線の12職種については、指定試験機関（民間機関）において実施。

雇用・能力開発機構が行う職業訓練
の内容、施設等について

